

○厚生労働省告示第三百四号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

- (732) 第八号中 (960) を (968) とし、 (725) から (959) までを (733) から (967) までとし、 (724) を (731) とし、その次に次のように加える。
- (721) 第八号中 (723) を (730) とし、 (715) から (722) までを (722) から (729) までとし、 (714) を (720) とし、その次に次のように加える。
- (721) ブリンゾラミド・チモロールマレイン酸塩
- (663) 第八号中 (713) を (719) とし、 (658) から (712) までを (664) から (718) までとし、 (657) を (662) とし、その次に次のように加える。
- (663) ビランテロールトリフェニル酢酸塩・フルチカゾンフランカルボン酸エステル
- (455) 第八号中 (656) を (661) とし、 (451) から (655) までを (456) から (660) までとし、 (450) を (454) とし、その次に次のように加える。
- (455) タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩
- (453) 第八号中 (449) を (452) とし、その次に次のように加える。
- (453) タファミジス

- |       |  |   |  |       |   |  |   |       |                     |  |   |
|-------|--|---|--|-------|---|--|---|-------|---------------------|--|---|
| (112) | 第八号中<br>インダカテ<br>ロールマ<br>レイン酸<br>塩・グリ<br>コピロニ<br>ウム臭化<br>物 | (264)<br>(265)<br>(112)<br>(263)<br>(113)<br>(264)<br>(111) | を<br>とし、<br>から<br>までを<br>から<br>までとし、<br>の次に次の<br>ように加える。 | (267) | 第八号中<br>クロピド<br>グレル<br>ル硫酸<br>塩・ア<br>スピリン | (405)<br>(407)<br>(266)<br>(404)<br>(268)<br>(406)<br>(265)<br>(266) | を<br>とし、<br>から<br>までを<br>から<br>までとし、<br>を<br>とし、<br>その次に次の<br>ように加える。 | (409) | 第八号中<br>セチリス<br>タット | (448)<br>(451)<br>(407)<br>(447)<br>(410)<br>(450)<br>(406)<br>(408) | を<br>とし、<br>から<br>までを<br>から<br>までとし、<br>を<br>とし、<br>その次に次の<br>ように加える。 |
|-------|--|---|--|-------|---|--|---|-------|---------------------|--|---|